

平成 25 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社アイフィスジャパン
代 表 者 名 代表取締役 大沢 和春
(コード番号：7833 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役管理担当 野口 祥吾
(TEL . 03 - 6825 - 1250)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更、
並びに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 22 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更、並びに配当予想の修正について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

投資家の皆様に、より投資しやすい環境を整えるため、株式分割を実施することにより投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、2007 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。

なお、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条において、上場内国会社は、投資単位が 5 万円以上 50 万円未満となるよう、当該水準への移行及び維持に努力することが義務付けられております。当社といたしましても今後引き続き企業価値の向上及び株価向上策に取り組み、有価証券上場規程にある投資水準を上回るよう努めてまいります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 5 月 15 日(水曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 200 株の割合をもって分割いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に現在の 2 分の 1 となります。

(2) 分割により増加する株式数(平成 25 年 4 月 22 日現在)

| | |
|-----------------|--------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 51,190 株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 10,186,810 株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 10,238,000 株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 33,920,000 株 |

上記株式数は、新株予約権の行使によって変動する可能性があります。

(3) 分割の日程

| | |
|---------|------------------------|
| 基準日の公告日 | 平成 25 年 5 月 1 日 (水曜日) |
| 基準日 | 平成 25 年 5 月 15 日 (水曜日) |
| 効力発生日 | 平成 25 年 5 月 16 日 (木曜日) |

3. ストック・オプション行使価格の調整

株式分割の採用に伴い、ストック・オプション(新株予約権)の目的となる株式についても平成 25 年 5 月 16 日以降、次のとおり調整されます。

| | 調整前 | | | 調整後 | | |
|------------------------------------|-------|----------|----------|----------|-------|-------|
| | 株式数 | 行使価格 | 資本組入額 | 株式数 | 行使価格 | 資本組入額 |
| 平成 17 年 3 月 25 日 第 10 回定時株主総会決議 | 120 株 | 50,000 円 | 25,000 円 | 24,000 株 | 250 円 | 125 円 |

株式分割に伴う株式数、行使価格、資本組入額の調整であり、ストック・オプションの行使に際して出資される財産の総額に変更はございません。

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 5 月 16 日(木曜日)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 5 月 16 日(木曜日)

(参考) 平成 25 年 5 月 13 日(月曜日)をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されます。

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「4. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 5 月 16 日(木曜日)をもって、当社定款の一部を変更いたします。

株式分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。

株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則 1 を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

| 現行定款 | 変更後定款 |
|---|--|
| <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式数は、<u>169,600株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第7条 ~ 第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式数は、<u>33,920,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>第8条 ~ 第45条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>1. 第6条の変更、第7条の新設及びこれに伴う条文の繰り下げは、平成25年5月16日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</p> |

6. 配当予想の修正

当社普通株式1株を200株に分割することに伴い、株式分割後となる平成25年12月期の配当予想につきまして、平成25年1月31日公表の「平成24年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載した1株当たり期末配当予想を以下のとおり修正いたします。

なお、本件は、上記「2. 株式分割の概要」に伴う期末配当予想の修正であり、平成25年1月31日に公表いたしました1株当たり配当予想及び配当金総額に実質的な変更はございません。

| 基準日 | 1株あたり配当金 | | | | |
|------------------------|----------|--------|--------|---------|---------|
| | 第1四半期末 | 第2四半期末 | 第3四半期末 | 期末 | 年間 |
| 前回予想 (平成25年1月31日公表) | - | 0円00銭 | - | 800円00銭 | 800円00銭 |
| 今回修正予想 (株式200分割後換算) | - | 0円00銭 | - | 4円00銭 | 4円00銭 |

以上